

入札説明書

令和 6 年札幌市告示第 2794 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 6 年 6 月 28 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局環境事業部施設管理課管理係

電話 011-211-2922 FAX 011-218-5105

メールアドレス seiso-shisetsukanri@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 物 品 名 ごみ処理管理システム用機器借受

(2) 数 量 一式

(3) 規 格 等 仕様書のとおり

(4) 賃貸借期間 令和 6 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(5) 納 入 場 所 環境局環境事業部施設管理課（市役所本庁舎 13 階北側）

(6) 入 札 方 法 月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和6年7月8日(月)10時30分(送付の場合は必着のこと。)

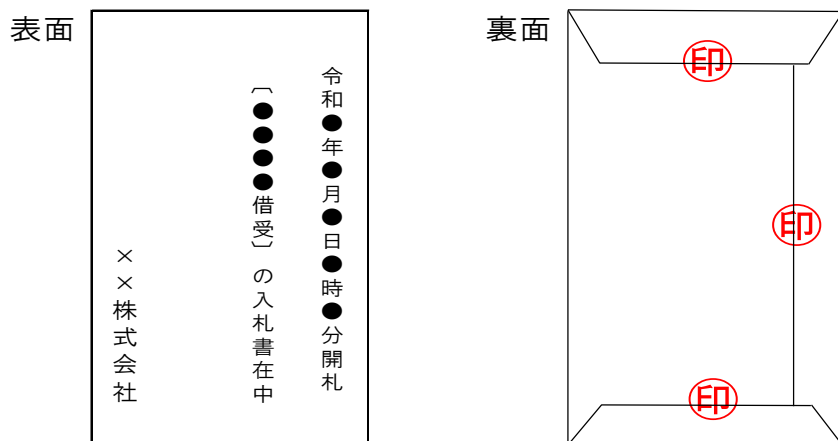
(3) 開札の日時及び場所

令和6年7月8日(月)13時30分 札幌市役所本庁舎13階施設管理課事務室
(札幌市中央区北1条西2丁目)

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書は共通一第7号様式(別紙1)にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和6年7月8日13時30分開札〔ごみ処理管理システム用機器借受〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

図) 入札書提出時の封筒について



イ 送付により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和6年7月8日13時30分開札〔ごみ処理管理システム用機器借受〕の入札書在中」の旨を記載し上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに委任状（共通一第 8 号様式：別紙 2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（共通一第 8 号様式：別紙 2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

(9) 本件の仕様等に対する質問

ア 提出方法

書面による持参、送付、ファクシミリ、又はメールにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記２の契約担当部局へ、上記１の告示日から令和６年７月４日（木）１０時３０分までに提出すること。（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。以下「休日」という。）

ウ 質問に対する回答

令和６年７月５日（金）までに上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、下記ＵＲＬのホームページに掲載する。

http://www.city.sapporo.jp/seiso/keiyaku/r6_gomisyorikanrisistem_kariuke.html

６ その他

（１）入札保証金 免除

（２）契約保証金 要。

契約を締結しようとする者は、契約金額（月額）を１年間当たりの額に換算した額（月額×１２）の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第２５条各号の規定に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

（３）落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

（４）落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

（５）契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約書(案) (別紙3)

(7) 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	ごみ処理管理システム用機器借受

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

入 札 者 住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委 任 状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

	住	所	
委任者	商号又は名称		
	職 ・ 氏 名		印

調達件名 ごみ処理管理システム用機器借受

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者	氏	名	印
-----	---	---	---

備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

(案)
契 約 書

貸借物品名 ごみ処理管理システム用機器

数 量 一 式

上記の物品の賃貸借について、賃借人 札幌市（以下「発注者」という。）と、賃貸人 （以下「受注者」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

- 1 契約金額（賃料） 月額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 2 賃貸借期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日までとする。
ただし、発注者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。
- 3 引渡場所 環境局環境事業部施設管理課（市役所本庁舎13階北側）
- 4 検査場所 環境局環境事業部施設管理課（市役所本庁舎13階北側）
- 5 仕様書等 別紙のとおり
- 6 契約保証金 「免除」又は「金 円」
- 7 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

年 月 日

発注者 札幌市
代表者 市長 秋元克広

受注者 住所
商号又は名称
職・氏名

札幌市物品賃貸借契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に記載された貸借物品（以下「貸借物品」という。）の賃貸借契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品の賃貸借契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受注者は、貸借物品をこの契約の賃貸借期間、仕様書等に従い発注者に賃貸するものとし、発注者は、その賃料を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、指示、通知、請求、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(契約保証金)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 発注者は、受注者の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は貸借物品を転貸してはならない。

2 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入費用の負担)

第4条 受注者は、仕様書等に別の定めがある場合を除き、この契約に基づく貸借物品の納入に必要な費用について負担する。

(検査及び引渡し)

第5条 受注者は、納入に際し、又は発注者の定める日時に立会いのうえ発注者の定める検査（以下「納品検査」という。）を受けなければならない。

2 受注者は、発注者が定める日時までに貸借物品を納入し、賃貸借期間の始期（仕様書で別に期日を定めた場合は当該期日。以下「納入期限」という。）に発注者の利用に供せようしなければならない。

3 発注者は、納品検査を納入の日から起算して10日以内に終えなければならない。

4 発注者は、受注者が納品検査に立ち会わないときは、当該納品検査の結果について受注者の異議の申立てを認めないものとする。

5 発注者は、納品検査に合格したときは、受注者から貸借物品の引渡しを受けるものとする。

6 納品検査に直接要する費用及び納品検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に関する費用は、すべて受注者が負担するものとする。

7 受注者は、納品検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に良品との交換又は補修をしなければならない。この場合の交換又は補修後の納入については、前各項の規定を準用するものとする。

(危険負担)

第6条 前条第5項の引渡し（同条第7項で準用する場合を含む。以下「貸借物品の引渡し」という。）の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

(賃料の請求)

第7条 受注者は、当該月分の賃料を翌月の10日までに、発注者の指定する請求書により、発注者に対して請求するものとする。

(賃料の支払)

第8条 発注者は、前条の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以

内に当該請求金額を受注者に対して支払うものとする。

(保守等)

第9条 貸借物品の引渡し後、当該貸借物品に、種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があることを発見された場合であっても、受注者は発注者に対して責めを負わないものとする。この場合に、発注者は、受注者が売主に対して取得する権利を受注者から譲り受けるものとし、受注者は、売主に対する買主としての請求権を発注者に譲渡する手続をとり、発注者の売主に対する直接請求に協力するものとする。

2 発注者は、使用上必要な部品等の交換及び補修等を自己の負担において行うものとする。ただし、別に約定しているときは、この限りでない。

(貸借物品の現状変更)

第10条 発注者は、貸借物品の設置場所の変更又は他の機械単具の取付け等の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ受注者の承諾を得なければならない。

(保険加入)

第11条 受注者は、貸借物品について貸借期間中継続して受注者を被保険者とする動産総合保険（仕様書で別に指定している場合は当該保険）に加入するものとする。

2 発注者は、保険事故が生じたときは、直ちにその旨を受注者に通知するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 受注者の責めに帰する事由により、納入期限までに物品の納入ができない場合には、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約金額を一年間に換算した額につき、納入期限の翌日から納品検査（第5条第7項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該納品検査に要した日数を除くものとする。

3 発注者の責めに帰する事由により、第8条に規定する支払が遅れたときは、受注者は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第13条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、貸借期間のすべてにおける契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。貸借期間が満了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第14条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに貸借物品の全部又は一部を納入しないとき。

(2) 第5条第7項の規定に基づき、発注者が指示した期間内に貸借物品の交換又は補修がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすること

ができる。

- (1) 貸借物品を納入することができないとき。
- (2) 貸借物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 貸借物品の一部の納入ができないとき又は貸借物品の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) 貸借物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

- (9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 発注者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定によりこの契約を解除した場合において、既に履行された賃貸借期間がある場合、受注者に対し、当該履行済み賃貸借期間に対する賃料を支払わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合において、第 2 条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第 1 項の賠償金に充当することができる。

（発注者に対する損害賠償）

第 16 条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（契約保証金の返還等）

第 17 条 発注者は、賃貸借期間が満了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第 18 条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第 19 条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。